

磐田市広報紙広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市（以下「市」という。）が発行する広報紙（以下「市広報紙」という。）への広告掲載に関し、磐田市広告掲載要綱（平成19年磐田市告示第27号。以下「要綱」という。）及び磐田市広告掲載基準（平成19年3月27日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 市は、市広報紙上に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うことができる。

2 市広報紙に広告を掲載できる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準に定めるところによる。

3 広告は、本市の広告媒体としての市広報紙の品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の規格等)

第3条 市広報紙に掲載する広告の種類、規格、枠数及び1か月当たりの広告掲載料は次のとおりとする。

種類	規格	掲載位置	枠数	広告掲載料
表3広告	縦132mm×横178mm 4色（CMYK）	表3 （裏表紙裏）	各号2枠	1枠につき 50,000円
表4広告	縦297mm×横195mm 4色（CMYK）	表4 （裏表紙）	各号1枠	1枠につき 250,000円

2 表3広告に掲載する広告の配置は、市長が決定する。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1号（1か月）単位とし、同一年度内に発行する市広報紙へ掲載できる同一申込者の広告は、連続しない3号分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(広告の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、

市広報紙、市ホームページ等により行うものとする。

2 前項の募集は、別に期間を定めて複数号分をまとめて行うものとし、当該期間に申し込みがなかった掲載枠については、随時募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 市広報紙への広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する磐田市広告掲載申込書に次に掲げるものを添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 会社概要、事業内容等がわかるもの

(2) 市内に住所(所在地)を有しない広告掲載希望者は、市区町村税の納付状況を確認できる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(4) 広告原稿案

(5) その他市長が必要と認める書類

2 同一広告掲載希望者からの申込みは、1号当たり表3広告又は表4広告のいずれかとする。

3 表3広告においては、掲載枠に空きがある場合は、2枠合併枠(縦267mm×横178mm)の申込みもができるものとする。この場合の広告掲載料は、第3条に規定する広告2枠分として換算する。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、要綱第2条及び基準により広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、要綱第9条に規定する磐田市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

3 第1項の審査により広告の掲載が可と認められる申込みが掲載枠を超えているときは、次の順位により掲載を決定する。

(1) 要綱第4条の規定による優先順位

(2) 新規の広告掲載希望者

4 前項の規定によっても、申込みが同順位で複数ある場合は、抽選により決定する。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について要綱第8条

に規定する磐田市広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

6 市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

（原稿の作成及び提出）

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項に定める広告原稿は、市長が指定する方法により、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括納付するものとする。

（広告主の責任）

第10条 広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

（広告の内容等）

第11条 広告の内容及びデザインは、市広報紙のイメージを損なうことのないよう、市と広告主が協議のうえ掲載するものとする。

2 広告部分を切り抜いて使用するクーポン券等は、掲載しない。

3 読者が、市広報紙の記事の一部であるかのように混同する恐れがある表現又は市の事業であると錯誤する恐れのある表現を禁止し、記事との違いを明らかにするため、広告枠内には「広告」の文字を表示することとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、要綱第11条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 広告掲載に必要となる広告原稿が市長の指定する期日までに提出されない

とき。

(2) 第7条第6項の規定による変更の指示及び条件に従わないとき。

(3) 前条第1項の規定による協議に応じないとき。

(広告の掲載取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、市広報紙の広告掲載を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、市長は、納付済みの広告料を返還しない。

(市ホームページへの掲載)

第14条 市がインターネット上に公開している公式ホームページに掲載する市広報紙には、広告を掲載しないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広報紙への広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年8月16日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、平成24年10月号以降の広告掲載から適用し、平成24年9月号までの広告掲載については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年12月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、平成27年4月号以降の広告掲載から適用し、平成27年3月号までの広告掲載については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和4年4月号以降の広告掲載から適用し、令和4年3月号までの広告掲載については、なお従前の例による